

田子町空き家バンクによる空き家等の仲介に係る協定書

田子町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、田子町空き家バンク実施要綱（平成26年田子町訓令第1号。以下「要綱」という。）第2条第4号に基づき、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、要綱に定める制度の趣旨にのっとり、信義誠実の原則に立ち、この協定に基づき空き家等に係る売買又は賃貸借の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「空き家の仲介」とは、空き家等の売買又は賃貸借を希望した所有者等（以下「空き家の所有者」という。）の物件に対し、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）と当該物件の売買、又は賃貸借の仲介を行うことをいう。

（業務執行体制の整備）

第3条 乙は、この協定書の業務に関し、次に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- (1) 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- (2) 取引の信頼性と安全性の確保

（仲介の業務）

第4条 乙は空き家の所有者から仲介の申込みがあったときは、当該空き家の所有者と仲介契約を締結するものとする。

- 2 乙は、空き家の所有者が甲の運営する空き家バンクに物件を登録することに協力するものとする。
- 3 乙は、利用希望者が空き家等の現地確認を希望するときは、速やかに利用希望者の希望する空き家等に案内するものとする。
- 4 乙は、利用希望者から交渉等の申込みがあったときは、空き家の所有者と連絡調整の上、仲介を行うものとする。
- 5 乙は、空き家の利用が田子町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員によるものと認められたときは、空き家の仲介をしてはならない。

（交渉結果等の報告）

第5条 乙は、空き家の所有者と利用希望者の売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、速やかに甲に契約内容を報告するものとする。

(仲介の報酬)

第6条 空き家等の仲介に係る報酬の額については、宅地建物取引法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により定める額の範囲内とする。

(苦情又は紛争の処理)

第7条 この協定書に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上処理するものとする。ただし、空き家の仲介に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙は、相手方がこの協定書に違反したときは、一方的に協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても甲はその賠償の責を負わない。

(情報の管理及び目的外利用の禁止)

第9条 乙は、この協定により得た情報について責任を持って管理し、空き家バンクに係る利用目的以外に利用してはならない。

(その他)

第10条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

